



ALLIANCEBERNSTEIN®

アライアンス・バーンスタイン株式会社
〒100-0011
東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
日比谷パークフロント14階
TEL: 03-5962-9000(代)
www.alliancebernstein.co.jp

ニュースリリース

2026年5月12日

“主役は企業、私たちはその変革を支える。”

アライアンス・バーンスタイン・日本株エンゲージメント投信 「愛称：伴奏者」 新規設定のお知らせ

【東京—2026年5月12日】アライアンス・バーンスタイン株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長：阪口和子)は、2026年5月12日に、「アライアンス・バーンスタイン・日本株エンゲージメント投信(愛称:伴奏者)」を新規に設定しました。当ファンドは、主として、日本の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、信託財産の成長を目指します。ボトムアップによる綿密なリサーチに基づき、長期的な収益性の改善が期待できる企業を選定するとともに、投資先企業との対話を通じて企業価値向上に向けた改革を促進します。

日本株式市場は、「失われた30年」を経て、いま構造的な変革の局面を迎えています。株式持合いの解消やコーポレート・ガバナンス改革の進展を背景に、企業経営者はこれまで以上に資本効率や株主との対話を意識した経営判断を求められています。こうした変化は一過性のものでなく、日本企業の競争力や企業価値のあり方そのものを見直す流れと言えます。当ファンドは、日本株エンゲージメント投信(愛称:伴奏者)として、こうした変革の途上にある企業の中から、企業価値向上の余地が大きいと考えられる企業を厳選し、中長期的なリターンの獲得を目指します。

アライアンス・バーンスタインは、20年以上にわたり日本企業を継続的に調査してきたリサーチ基盤を活かし、経営陣との建設的な対話を通じて企業の変革を支援してきました。当ファンドでは、短期的な成果を求めるのではなく、企業を主役とし、私たちはその伴奏者として寄り添う姿勢を大切にしています。企業とともに成長の道筋を描き、より良い経営判断につながる対話を重ねることで、持続的な企業価値向上を目指します。今後も、日本企業の中長期的な成長を支えるパートナーとして、当ファンドを通じて投資家の皆様の資産形成に貢献してまいります。





ALLIANCEBERNSTEIN®

アライアンス・バーンスタイン株式会社

〒100-0011

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

日比谷パークフロント14階

TEL: 03-5962-9000(代)

www.alliancebernstein.co.jp

アライアンス・バーンスタインについて

アライアンス・バーンスタイン(以下、「AB」)は、世界各国において、機関投資家や個人投資家、個人富裕層に対して、高品質の研究と広い範囲にわたる資産運用サービスを提供する世界有数の資産運用会社です。運用プロフェッショナル407名(2025年12月末現在)を擁し、様々な資産運用サービスを世界27カ国で提供しています。2025年12月末現在の運用資産総額は約135.0兆円です。ABには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ビーとその傘下の関連会社を含みます。アライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ビーはニューヨーク証券取引所に上場しています。

アライアンス・バーンスタイン株式会社について

アライアンス・バーンスタイン株式会社は、ABの日本拠点です。1986年の拠点開設以来、個人投資家や機関投資家向けに投資信託や年金運用などの投資サービスを提供しています。2025年12月末現在の運用資産総額は約8兆4,812億円です。より詳しい情報は、<https://www.alliancebernstein.co.jp/>をご覧ください。

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号

加入協会:一般社団法人資産運用業協会/日本証券業協会/一般社団法人第二種金融商品取引業協会

お問合せ先:

アライアンス・バーンスタイン株式会社 マーケティング・コミュニケーション部

本間 康之(ほんま やすゆき)/中根 渉(なかね わたる)

TEL: 03-5962-9000(代)



ALLIANCEBERNSTEIN®

アライアンス・バーンスタイン株式会社

〒100-0011

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

日比谷パークフロント14階

TEL: 03-5962-9000(代)

www.alliancebernstein.co.jp

アライアンス・バーンスタイン・日本株エンゲージメント投信

愛称：伴奏者

ファンドの特色

1. 主として、日本の金融商品取引所に上場されている株式に投資することにより、信託財産の成長を目指します。
2. ボトムアップによる綿密なリサーチに基づき、長期的な収益性の改善が期待できる企業を選定するとともに、投資先との対話を通じて企業価値向上に向けた改革を促進します。
3. マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。
4. ファミリーファンド方式で運用を行います。

決算日および分配方針

原則として、年1回の毎決算時(毎年3月10日。休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づいて分配を行います。

※「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税引後再投資されます。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

【株価変動リスク】

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

【信用リスク】

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

【他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額の変動リスク】

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドでの設定・解約等に伴うマザーファンドでの組入金融商品等の売買等が生じた場合、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

その他の留意点

- ・ 投資信託は預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。
- ・ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場



ALLIANCEBERNSTEIN®

アライアンス・バーンスタイン株式会社

〒100-0011

東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

日比谷パークフロント14階

TEL: 03-5962-9000(代)

www.alliancebernstein.co.jp

合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・ 当ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社において投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しますので、必ずお受取りになり、記載事項をご確認のうえ、投資の最終決定はご自身でご判断ください。

お客様にご負担いただく費用

お客様には下記の費用の合計額をご負担いただきます。なお、下記の費用は、お客様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なるものが含まれているため、合計額を表示することができません。

■直接にご負担いただく費用

【購入時手数料】

購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率(**3.3%(税抜3.0%)**を上限とします。)を乗じて得た額とします。

【信託財産留保額】

ありません。

■信託財産で間接的にご負担いただく費用

運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年**1.782%(税抜年1.62%)**の率を乗じて得た額とします。

※ マザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

※ ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

その他の費用・手数料

●金融商品等の売買委託手数料／信託財産に関する租税／信託事務の処理に要する諸費用等

※ お客様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。

●監査費用／法定書類関係費用／計理業務関係費用／受益権の管理事務に係る費用等

※ 純資産総額に対して年**0.1%(税込)**の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります(これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。)。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

以上